

# 熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金融通措置要項

## 第1 趣旨

この要項は、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家畜の処分及び移動制限等のまん延防止措置により、収入が減少し経営の継続及び維持が困難となる畜産経営者や畜産経営の再開に多額の資金を要する経営者に対し経営の継続、維持又は再開に必要な資金を融通する熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金に係る事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

この要項において熊本県鳥インフルエンザ対策経営安定資金とは、高病原性鳥インフルエンザの発生等に伴う家畜等の処分により経営の停止や出荷減少等の経済的影響を受けた経営者が経営再建のための資金を、第3に掲げる者が借り入れる場合に、その金利負担を軽減するため、市町村が利子補給を行い、県がその経費の一部を助成する次の1及び2の資金をいう。

- 1 熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金（以下「鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金」という。）  
畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日24農畜機第4699号）（以下「畜産特別資金要綱」という。）別添2に定める資金。
- 2 熊本県鳥インフルエンザ対策農林漁業セーフティネット資金（以下「鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金」という。）  
農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日18経営第7581号農林水産事務次官依命通達）（以下「セーフティネット資金要綱」という。）に定める資金。

## 第3 融資対象者

- 1 鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金の融資対象者は次のとおりとする。
  - (1) 経営再開資金にあつては、高病原性鳥インフルエンザの発生等に伴い、家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた経営者とする。
  - (2) 経営継続資金にあつては、高病原性鳥インフルエンザの発生等に伴い、家畜及び畜産物の移動制限等により経営継続が困難となった経営者とする。
  - (3) 経営維持資金にあつては、国内における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う鶏肉又は鶏卵の価格低下、出荷減少等による経済的影響を受け、経営維持が困難となった生産者のうち、別表1の1に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。
- 2 鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金の融資対象者は、別表1の2に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

## 第4 融資対象経費

本資金の融資対象経費は、既往負債の借換えを除く、次に掲げる畜産経営の継続、再開及び維持に必要な直接的営農経費とする。

- (1) 飼肥料費
- (2) 家畜の購入費
- (3) 畜産経営に用する器具及び消耗品等購入費
- (4) 雇用労働費
- (5) その他畜産経営の継続、再開又は維持に必要な経費

## 第5 融資機関

鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金及び鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金を融通する金融機関（以下「融資機関」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金
  - ① 農業協同組合
  - ② 農業協同組合連合会
  - ③ 農林中央金庫
  - ④ 知事が指定する銀行、信用金庫及び信用協同組合

なお、融資機関の指定を受けようとする場合は、金融機関は融資機関指定承認申請書（別記第1号様式）を知事に提出するものとし、適当と認めるときは、知事は当該金融機関へ融資機関指定通知書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(2) 鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金

日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）及び日本公庫の委託金融機関

## 第6 貸付の条件

### 1 貸付限度額

#### (1) 「鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金」

貸付限度額は、次に掲げる額を上限とし、知事又は独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けた畜産経営維持計画に定める借入計画額とする。

##### ①経営再開資金

a 個人経営 2,000万円

b 法人経営 8,000万円

##### ②経営継続資金及び経営維持資金

家きん100羽当たり 5万2千円

#### (2) 「鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金」

600万円

ただし、経営規模等から、貸付限度額の引き上げが必要と日本公庫が認める場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあつては、その認めた額とする。

### 2 償還期限等

#### (1) 「鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金」

##### ①経営再開資金

5年（内据置期間2年）以内

##### ②経営継続資金及び経営維持資金

3年（内据置期間1年）以内

#### (2) 「鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金」

10年（内据置期間3年）以内

### 3 償還方法

#### (1) 「鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金」

元金均等償還

#### (2) 「鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金」

日本公庫の定める方法

### 4 貸付利率は、別表1に定めるとおりとする。

## 第7 県の助成

- 1 県は、市町村が融資機関に対し本資金に係る利子補給金として毎年の貸付応答日から翌年の貸付応答日の前日までの期間の融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除した額）に、別表2のA欄に定める利子補給率を乗じて算出した額を交付したときは、別表2のB欄に定める利子補給補助率で算出した当該交付に要する経費の一部を予算の範囲内で、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の定めるところにより当該市町村に助成するものとする。

- 2 前項の規定により県が市町村に助成する期間は、別表2のC欄に定めるとおりとする。

## 第8 借入手続等

### 1 鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金

- (1) 借入希望額が、個人にあつては2,000万円以下、法人にあつては8,000万円以下の場合の手続は以下のとおりとする。

- ① 本資金の借入れを希望する者（以下「借入希望者」という。）は、熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金借入申込書（別記第3号様式）、畜産経営維持計画（維持要綱別紙様式第1-1号又は第1-2号）を融資機関の長に提出するものとする。

なお、経営継続資金のうち別表1の1に定める特認資金の借入れを希望する者は、販売

実績等報告書（別記第4号様式）を併せて提出するものとする。

また、熊本県農業信用基金協会の債務保証を希望する者は、同協会の定める債務保証委託申込書を併せて提出するものとする。

- ② 融資機関の長は、①の書類を受理した場合において適当と認めるときは、当該書類に本資金借入の効果等についての意見（別記第5-1号様式）及び熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金利子補給承認申請書（別記第6号様式）を添えて市町村長に提出するものとする。
- ③ 市町村長は、②の書類を受理した場合において適当と認めるときは、当該書類に熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金補助対象事業承認申請書（別記第7号様式）及び熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金融通事業畜産経営維持計画承認申請書（別記第8号様式）を添えて、所轄地域振興局長又は熊本農政事務所長（以下「振興局長」という。）に提出するものとする。
- ④ 振興局長は、③の書類を受理した場合において適当と認めるときは、熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金補助対象事業承認通知書（別記第9号様式）及び熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金畜産経営維持計画承認書（別記第10号様式）を市町村長に交付するとともに、写しを熊本県団体支援課（以下「団体支援課」という。）に提出するものとする。
- ⑤ 団体支援課は、④により提出された書類により、社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）に畜産経営維持計画の承認について報告を行うものとする。
- ⑥ 市町村長は④の通知を受けた場合は、速やかに融資機関の長に経営維持計画の承認について通知するとともに、熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金利子補給承認通知書を融資機関の長に交付するものとする。
- ⑦ 融資機関の長は、⑥の通知を受けた場合は、速やかに借入希望者に対して経営再開資金、経営継続資金及び経営維持資金を融通するものとする。
- ⑧ 融資機関の長は、本資金の貸付けを実行したときは、熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金貸付実行報告書（別記第11号様式）を市町村長を経由して振興局長に貸付実行月の翌月5日までに提出するものとする。

(2) 借入希望額が、個人にあっては2,000万円、法人にあっては8,000万円を超える場合の手続は以下のとおりとする。

- ① 借入希望者は、熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金借入申込書（別記3号様式）、畜産経営維持計画（維持要綱別紙様式第1-1号又は第1-2号）を融資機関の長に提出するものとする。

なお、経営継続資金のうち別表1の1に定める特認資金の借入れを希望する者は、販売実績等報告書（別記第4号様式）を併せて提出するものとする。

また、熊本県農業信用基金協会の債務保証を希望する者は、同協会の定める債務保証委託申込書を併せて提出するものとする。

- ② 融資機関の長は、①の書類を受理した場合において適当と認めるときは、当該書類に本資金借入の効果等についての意見（別記第5-2号様式）及び熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金利子補給承認申請書（別記第6号様式）を添えて市町村長に提出するものとする。
- ③ 市町村長は、②の書類を受理した場合において適当と認めるときは、当該書類に熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金補助対象事業承認申請書（別記第7号様式）を添えて、振興局長に提出するものとする。
- ④ 振興局長は、③の書類を受理した場合において適当と認めるときは、本資金借入の効果等についての意見（別記第5-3号様式）を添えて団体支援課に提出するものとする。
- ⑤ 団体支援課は、④の書類が提出された場合、家畜疾病経営維持資金融通事業畜産経営維持計画承認申請書（維持要綱別紙様式第2-1号又は第2-2号）に本資金借入れの効果等についての意見を添えて、中央畜産会を経由して理事長に提出するものとする。
- ⑥ 団体支援課は、理事長から経営維持計画の承認の通知を受けた場合は、速やかに振興局長に通知するものとする。
- ⑦ 振興局長は、⑥の通知を受けた場合は、速やかに市町村長に通知するとともに、熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金補助対象事業承認通知書（別記第9号様式）

を交付するものとする。

- ⑧ 市町村長は⑦の通知を受けた場合は、速やかに融資機関の長に経営維持計画の承認について通知するとともに、熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金利子補給承認通知書を融資機関の長に交付するものとする。
- ⑨ 融資機関の長は、⑧の通知を受けた場合は、速やかに借入希望者に対して経営継続資金及び経営維持資金を融通するものとする。
- ⑩ 融資機関の長は、本資金の貸付けを実行したときは、熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金貸付実行報告書（別記第11号様式）を市町村長を經由して振興局長に貸付実行月の翌月5日までに提出するものとする。

## 2 鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金

- (1) 借入希望者は、日本公庫が定める借入申込書及び経営安定計画を融資機関に提出するものとする。
- (2) 融資機関の長は、(1)の書類を受理した場合において、融資を決定した後、鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金融資決定者報告書（別記第12号様式）に融資決定通知書の写しを添えて市町村長に提出するものとする。
- (3) 借入希望者は、融資機関から融資決定通知書を受領した後、熊本県鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金利子助成承認申請書（別記第13号様式）及び販売実績等報告書（別記第14号様式）を市町村長に提出するものとする。
- (4) 市町村長は、(2)及び(3)の書類を受理した場合において適当と認めたときは、当該書類に熊本県鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金補助対象事業承認申請書（別記第15号様式）を添えて、振興局長に提出するものとする。
- (5) 振興局長は、(4)の書類を受理した場合において適当と認めたときは、熊本県鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金補助対象事業承認通知書（別記第16号様式）を市町村長に交付するとともに、写しを団体支援課に提出するものとする。
- (6) 市町村長は(5)の通知を受けた場合は、速やかに借入希望者に熊本県鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金利子補給承認通知書を交付するとともに、融資機関の長に熊本県鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金利子補給承認通知書の写しを送付するものとする。
- (7) 融資機関の長は、本資金の貸付けを実行したときは、熊本県鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金貸付実行報告書（別記第17号様式）を市町村長を經由して振興局長に貸付実行月の翌月5日までに提出するものとする。

## 第9 その他

この要項に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、畜産特別資金要綱、家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成25年2月27日付け24年発中畜第949号-2）、セーフティネット資金要綱及び日本公庫の貸付基準の定めによるものとする。

### 附 則

- 1 この要項は、平成26年5月8日から施行する。
- 2 熊本県鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金事務取扱要領は、廃止する。

別表 1

1 鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金

資金種類	要件及び貸付利率
経営再開資金	無利子
経営継続資金	<p>一般： セーフティネット資金要綱第2の4に規定する利率。</p> <p>特認： 直近1か月間（肉用鶏にあっては直近）の平均販売単価が、前年から過去5年間の同月（肉用鶏にあっては同時期）の平均販売単価の平均と比較して、概ね4割以上低下している場合又は高病原性鳥インフルエンザの発生月から直近1か月までの平均販売単価が、前年から過去5年間の同期の平均販売単価の平均と比較して、概ね4割以上低下している場合は無利子（ただし、種鶏業者、孵卵業者及び育雛業者においては、平均販売単価に代えて販売額で比較することができる。）</p>
経営維持資金	<p>一般： 直近1か月間（肉用鶏にあっては直近）の平均販売単価が、前年から過去5年間の同月（肉用鶏にあっては同時期）の平均販売単価の平均と比較して、概ね2割以上低下している場合又は高病原性鳥インフルエンザの発生月から直近1か月までの平均販売単価が、前年から過去5年間の同期の平均販売単価の平均と比較して、概ね2割以上低下している場合は畜産特別資金要綱の別添2の第3の3の（1）のオの（エ）に規定する利率（ただし、種鶏業者、孵卵業者及び育雛業者においては、平均販売単価に代えて販売額で比較することができる。）</p> <p>特認： 直近1か月間（肉用鶏にあっては直近）の平均販売単価が、前年から過去5年間の同月（肉用鶏にあっては同時期）の平均販売単価の平均と比較して、概ね4割以上低下している場合又は高病原性鳥インフルエンザの発生月から直近1か月までの平均販売単価が、前年から過去5年間の同期の平均販売単価の平均と比較して、概ね4割以上低下している場合はセーフティネット資金要綱第2の4に規定する利率（ただし、種鶏業者、孵卵業者及び育雛業者においては、平均販売単価に代えて販売額で比較することができる。）</p>

## 2 鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金

資金種類	要件及び貸付利率
鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金	発生農家の場合は、無利子
	<p>制限区域内にあって、直近1か月間（肉用鶏にあっては直近）の平均販売単価が、前年から過去5年間の同月（肉用鶏にあっては同時期）の平均販売単価の平均と比較して、概ね4割以上低下している場合又は高病原性鳥インフルエンザの発生月から直近1か月までの平均販売単価が、前年から過去5年間の同期の平均販売単価の平均と比較して、概ね4割以上低下している場合は、無利子（ただし、種鶏業者、孵卵業者及び育雛業者においては、平均販売単価に代えて販売額で比較することができる。）</p>

別表 2

1 鳥インフルエンザ対策家畜疾病経営維持資金

資 金	A 市町村利子補給率	B 県利子補給補助率	C 助成期間
経営再開資金	畜産特別資金要綱の別添 2 の第 3 の 3 の ( 1 ) のオの ( エ ) に規定する利率と同額	市町村の利子補給率の 2 分の 1 以内	貸付実行日から 5 年以内
経営継続資金	一般：畜産特別資金要綱の別添 2 の第 3 の 3 の ( 1 ) のオの ( エ ) に規定する利率とセーフティネット資金要綱の第 2 の 4 に規定する利率の差額 特認：畜産特別資金要綱の別紙 2 の第 3 の 3 の ( 1 ) のオの ( エ ) に規定する利率と同額		貸付実行日から 3 年以内
経営維持資金	特認：畜産特別資金要綱の別添 2 の第 3 の 3 の ( 1 ) のオの ( エ ) に規定する利率とセーフティネット資金要綱の第 2 の 4 に規定する利率の差額		

2 鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金

資 金	A 市町村利子補給率	B 県利子補給補助率	C 助成期間
鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金	セーフティネット資金要綱の第 2 の 4 に規定する利率と同額	市町村の利子補給率の 2 分の 1 以内	発生農家の場合は、貸付実行日から 5 年以内
			発生農家以外の場合は、貸付実行日から 3 年以内